

平成27年11月10日
島根県原子力安全対策課
島根県交通対策課

バス等輸送手段の確保について

1. 現 状

- ① 10月に協会、指定公共機関2社に訪問し、原子力安全・防災対策の説明及び意見交換を実施。
- ② 「避難方法等の実態把握調査」で、避難する際に必要なバス、福祉車両等について状況を把握するため調査を実施中。

【参考：バス所有台数】

□一般乗合旅客自動車	340台（6会員）
	〔UPZ：188台（4会員）〕
□一般貸切旅客自動車	302台（34会員）
	〔PAZ：8台（2会員） UPZ：167台（16会員）〕

※（一財）島根県旅客自動車協会会員名簿（平成27年4月1日現在）隠岐は除く

2. バス事業者が懸念している課題

- ① 待機しているバスは複数あるものの、運転手の確保が困難
- ② 災害時におけるバス事業者への自治体からの要請内容等が不明
- ③ バス事業者の原子力災害時における避難方法についての理解が不足
- ④ バス事業者として、原子力災害における業務継続計画が未策定のため、路線バスの運行中止の判断が不明
- ⑤ 運転手の安全対策の確保が不明という意見があり、国で検討中との説明
- ⑥ ツアー等を中止した場合の補償について意見があり、補償制度について説明し理解を得た

3. 今後の展開

- ① 現在実施中の「避難方法等の実態把握調査」により必要台数を把握した上で、調達方法、事業者への要請内容等を検討
- ② 1月から2月にかけて、協会・バス事業者に対して、原子力災害時における避難方法等の説明会を開催し、車両・運転手の協力可能状況調査を実施
- ③ 不足する台数を調達する仕組みの検討

輸送手段の確保に向けた取組状況等について

平成 27 年 11 月 10 日
鳥取県原子力安全対策課、交通政策課

住民避難に必要な輸送手段の確保に向けて、これまで鳥取県バス協会及び関西広域連合の構成府県及び構成府県バス協会と協議を行っており、その現状及び課題については以下のとおりである。

I 協定締結に向けた取組状況

1 関西広域連合における広域災害時バス緊急輸送に関する協定について

南海トラフ巨大地震、原子力災害など大規模広域災害が発生した場合のバスによる緊急輸送に関し、円滑な避難を可能とするため、関西広域連合及びそのバス協会がバス緊急輸送協定を締結に向けて調整中。

(1) 協定概要

行政 (10 府県、 1 連合)	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、 鳥取県、徳島県 関西広域連合
締結先 バス協会 (10 機関)	福井県バス協会、三重県バス協会、滋賀県バス協会、京都府バス協会、 大阪バス協会、兵庫県バス協会、奈良県バス協会、和歌山県バス協会、 鳥取県バス協会、徳島県バス協会
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の輸送 ○災害対応要員の輸送 ○ボランティアの輸送 ○その他バスによる支援業務

← お互いに応援が可能

⇒乗務員の安全確保や補償内容等を理由に原発立地県の福井県バス協会の賛同が得られず、
現在も調整中。(締結時期は未定)

(2) 鳥取県バス協会の状況

関西広域連合全体の取り組みであるため、協定締結について了解済み。ただし、以下の点について懸念されている。

- 線量計・防護服の配備や乗務員被爆量の管理方法など、乗務員の安全確保対策を整備して欲しい。
- 乗務員が被爆した場合などの補償内容（条件、金額など）を整理して欲しい。

2 鳥取県バス協会との個別協定について

(1) 協定概要

業務内容 (関西広域連合 と同様の予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の輸送 ○災害対応要員の輸送 ○ボランティアの輸送 ○その他バスによる支援業務
----------------------------------	--

(2) 鳥取県バス協会状況

上記 1 (2) と同様の懸念はあるものの、協定締結の趣旨については概ね了解をいただいているところであり、協定締結に向け、事務レベルで調整中。

II 輸送手段の確保に向けた課題

1 避難バスの確保について

県内にあるバス台数では避難輸送に必要な台数を確保できないため、国及び他県からの応援が必要。(県内民間バス台数 537 台に対し、必要台数 1,080 台)

2 国、他県へのバス応援要請について

- (1) 国の実動機関に要請を行う場合の具体的な要請手順を整理しておくことが必要。県災害対策本部から島根 OFC に要請すれば、全て対応していただけるのか。
- (2) 他県バスの応援要請方法、その手順等の事前調整が必要である。また、県外からの応援バスについては、下記 3～4 の課題に加え、到着後の一時待機所の確保も必要と思われる。

3 バス乗務員の安全確保について

- (1) 乗務員への線量計、防護服、ヨウ素剤の配布
 - ア 配布方法及び配布場所について、事前調整が必要。
 - イ 他県に応援要請を行った場合に必要となる線量計、防護服等は、要請元(鳥取県)で準備を行う必要があるのか。
- (2) 乗務員被ばく量の管理方法
被ばく線量の限度は 1 ミリシーベルトとされているが、これは年間延べ被ばく量の上限である。業務期間が長時間に及んだ場合、延べ被ばく量を管理する必要が生じるが、誰がどのように行うのか(乗務員は常時線量計を確認しながら運転することになるのか)確認が必要。

4 被ばくの補償について

- (1) バス従業員の被爆補償条件
1 ミリシーベルトを超えたら補償を受けられる、身体に影響が出た場合のみ補償を受けるなど、補償決定の基準はどのようになるのか確認が必要。
- (2) バス従業員の被爆補償額
算定基準はどのようになるのか確認が必要。
- (3) バス事業者の使用者責任
避難業務に従事した乗務員が被爆した場合、業務命令を発したバス事業者へ使用者責任が発生するのか確認が必要。バス事業者は県からの依頼を受け協力をしている立場である。
- (4) バス事業者への営業補償
避難輸送をバス事業者へ要請した場合、場合によっては一般営業に支障が出る可能性があり、その営業補償の考え方の整理が必要。

5 安全な運行管理について

- (1) 運行経路の事前確認
一時集結所及び避難所によっては、大型バス運行に支障がある狭隘道路の場合があると予想されるので、事前の道路状況確認が必要。
- (2) バス事業者への配車指示
避難経路の指示内容及びその指示方法についてバス事業者と事前調整が必要。
- (3) 往復運行
車輛の確保には限界があるため、1 台が複数回(一時集結～スクリーニング～避難所)往復する可能性の有無。

6 バス 1 台あたりの乗車人数の考え方

県内のバス事業者が保有するバスの大きさ、タイプは様々である。また、避難住民が避難の実施にあたり必要な物品等を持参することを想定し、本県ではバス 1 台あたりの乗車人数を 25 名としている。

避難に必要な車両数の算定にあたっては、バス 1 台あたりの乗車人数を明確化することが必要である。また、仮に 1 台あたりの乗車人数を 50 名にした場合、中型バス、マイクロバスの取扱いをどうするのか(使用しない前提とするのか)整理が必要である。

乗合自動車・貸切旅客自動車供給調達可能数

事業者名	営業所名	保有台数	調達可能 台数 ^{※1}	輸送可能 人員 ^{※2}	所在地	連絡先	
						電話	職名
日ノ丸自動車(株)	鳥取営業所	乗合 74 貸切 9	9	238	鳥取市古海620番地	0857-22-5155	営業課
	倉吉営業所	乗合 31 貸切 6	6	154	倉吉市海田西町2-48	0858-26-4111	営業課
	米子営業所	乗合 54 貸切 12	12	322	米子市祇園町2-241	0859-32-2121	営業課
日本交通(株)	鳥取営業部	乗合 65 貸切 25	25	626	鳥取市雲山219番地	0857-23-1122	バス営業課
	倉吉営業所	乗合 36 貸切 19	19	524	倉吉市福庭町1丁目401番地	0858-26-1115	バス営業課
	米子営業所	乗合 50 貸切 28	28	749	米子市目久美町55番地	0859-33-9116	バス営業課
鳥取自動車(株)		乗合 貸切 3	3	42	八頭郡八頭町郡家229番地2	0858-73-0111	ハイヤー営業課
日ノ丸ハイヤー(株)	鳥取営業所	乗合 1 貸切 2	2	27	鳥取市古海601-8	0857-22-2123	鳥取営業所長
	倉吉営業所	乗合 2 貸切	0	65	倉吉市昭和町2-214	0858-22-3155	倉吉営業所長
	米子営業所	乗合 3 貸切 6	6	0	米子市大谷町251	0859-34-3338	米子営業所長
(有)ジャパン観光	本社営業所	乗合 貸切 16	16	289	鳥取市青葉町3丁目205	0857-26-5669	社長
中央タクシー(株)		乗合 貸切 9	9	110	倉吉市新町3丁目1082	0858-23-0088	ハイヤー営業課
(有)自然堂	自然堂の森営業所	乗合 貸切 8	8	232	鳥取市福部町八重原	0857-21-3700	運営補助
(有)三徳運送		乗合 貸切 4	4	38	東伯郡北栄町北尾81-1	0858-36-2141	代表取締役
流通(株)	倉吉本社	乗合 貸切 9	9	156	倉吉市巖城997-3	0858-22-1211	取締役統括
(株)チロル		乗合 貸切 21	21	375	江府町大字小江尾11番地1	0859-75-3300	営業課
河原交通		乗合 貸切 6	6	84	鳥取市長谷209-1	0857-53-1912	
大森タクシー(株)		乗合 貸切 8	8	136	鳥取市南安長1丁目2番18号	0857-22-8575	営業
(有)カーサネット		乗合 貸切 13	13	178	湯梨浜町はわい温泉4番地62	0858-35-3731	湯村
(有)醍醐交通		乗合 貸切 5	5	68	北栄町田井22番地5	0858-36-2322	野嶋
(有)青山車輛(大衆観光)		乗合 貸切 3	3	42	北栄町由良宿483番地4	0858-37-3121	専務取締役
クリエイトバス		乗合 貸切 9	9	180	北栄町由良宿483番地4	0858-37-3121	専務取締役
合計		乗合 316 貸切 221	221	4,635			

(注)事業者名は、県内すべての事業者を対象としている(平成26年7月30日現在)。

※1 調達可能台数は、保有台数のうち貸切車両のみを計上。

※2 輸送可能人員は、乗車定員の50%として算出。

物資の備蓄・供給について（案）

平成 27 年 11 月 10 日
島根県原子力安全対策課

1. 屋内退避に必要な物資の備蓄

(1) 現状

- ①屋内退避施設：5 日分の食料を県で整備、防護服等資機材及びその他生活物資を今後整備予定（補助）
- ②UPZ 内一般住民：地域防災計画に基づき県及び各市で備蓄、協定により流通備蓄も使用

(2) 課題

物資供給体制（物資の一時集結拠点等）が未検討

2. 広域避難に必要な物資の備蓄

(1) 現状

地域防災計画に基づき県及び各市で備蓄、協定により流通備蓄も使用

(2) 課題

物資供給体制（物資集積拠点の設置等）が未検討

3. 防災業務関係者の使用する放射線防護資機材の備蓄

(1) 現状

- ①各市、消防本部、県等：各市等の要望をもとに県が整備
- ②原子力事業者：防災業務計画に基づき事業者が整備

(2) 課題

- ①整備計画なしで、取り急ぎ必要と考えられる資機材を限られた予算で整備しており、十分な配備状況となっているか判断できない。社会福祉施設や住民搬送を行う輸送事業者等も含め、必要数を把握し整備計画の策定が必要
- ②避難退域時検査（スクリーニング）で必要となる大量の資機材の整備費用及び保管場所の確保が必要

4. 今後のスケジュール

- 11 月 屋内退避及び避難者向け物資供給方針（案） 作成
- 12 月 資機材等整備方針（案）作成

原子力災害時における外国人、観光客への情報伝達等について

平成27年11月10日
 島根県原子力安全対策課
 島根県文化国際課
 島根県観光振興課

1. 地域防災計画における規定

原子力災害時の特殊性を考慮し、国と連携し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備に努めるものとする。

2. 外国人への対応

(1) 原子力防災対策重点区域を含む市町村の外国人住民登録人口

(平成26年12月末現在) 島根県文化国際課調べ

松江市	出雲市	安来市	雲南市	合計
1,160人	2,248人	139人	205人	3,752人

(2) 現状

外国人住民に対して、(公財)しまね国際センターと連携し、メールマガジンやホームページによる多言語(中国語、英語、タガログ語、ポルトガル語)での情報発信を行うこととしている。

また、災害情報を「やさしい日本語」で伝える研修会や、外国人への災害時情報提供に関する地域メディアとの意見交換会を開催している。

(3) 今後の対応予定

メールマガジンの登録者を増やすとともに、ラジオやケーブルテレビなど地域メディアを活用した情報発信について、引き続き調整していく。

また、多言語によるパンフレットの配布により防災知識の普及を図る。

3. 観光客への対応

(1) 原子力防災対策重点区域を含む市町村の観光客数

平成26年島根県観光動態調査

	松江市	出雲市	安来市	雲南市	合計
観光入込客延べ数	9,601,695人	13,099,631人	1,405,599人	1,376,832人	25,483,757人
宿泊客延べ数	2,218,031人	575,133人	31,021人	20,646人	2,844,831人
外国人宿泊客延べ数	22,728人	4,133人	209人	56人	27,126人

(2) 現状及び今後の対応予定

市町村観光所管課、市町村観光協会、各旅館ホテル組合及び旅行会社等へ情報伝達し観光客の早期帰宅を促すとともに、ウェブサイト「しまね観光ナビ」において情報提供を行うこととしている。

今後とも関係機関との連携を深めた広報・情報伝達に努める。

また、帰宅困難者対策や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保を推進する。また、旅館・ホテル等に対し、観光客を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、避難誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策の検討を行う。

4. その他

各キャリア(ドコモ、ソフトバンク、KDDI)を対象とした緊急速報メール(エリアメール)は、エリア内であれば観光客等の一時滞在者や外国人も受信可能。

物資等の供給体制について

平成 27 年 1 月 10 日

鳥取県原子力安全対策課

■鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）（抜粋）

4 避難の支援方法

(1) 物資等の供給

ア 方針

広域避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得して供給する。

避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。

このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。

この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者へ委託する。

イ 物資等の供給

(ア) 必要量の決定

県は、必要な物資等の数量について、各市町村からとりまとめて決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定する。

(イ) 取得

県は、広域避難所において必要な物資等を一括購入、あるいは、国、他都道府県等に支援を要請する。

(ウ) 配布

県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。

市町村が運営する広域避難所における生活関連物資等については、各市町村が設定した物資集積所に配送し、市町村が避難住民等に配布する。

(エ) 留意事項

a 物資等の配布の対象者は、避難指示等に基づく避難所あるいは退避場所にいる避難住民等とするが、避難地域以外の自主避難住民の存在にも留意する。

b 屋内退避地域における物資等の配布に当たっては、配布の方法に留意する。

ウ 物資等の供給支援組織の構成

(ア) 広域避難所運営チームの設置

県は、広域避難所の運営総括と広域避難所（県営分）の開設、運営を行うために、災害対策本部実施部のプロジェクトチームとして、広域避難所運営チームを災害対策本部内に設置する。

(イ) 物資集積拠点

県は、大量の物資等の集積が必要な場合は、物資集積拠点を県内に設定し、空路・海路・陸路からの緊急物資を集積する。

a 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港等）

b 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

(ウ) 物資集積所

市町村は、物資集積所を設置し、市町村内の各避難所等に対する物資供給基地として運用する。

エ 補給幹線

物資集積拠点と物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定する。

オ 物資及び資材

食糧	<p>温食の配給を基本とする（態勢完了は3日間を基準とする）。当初、備蓄食糧を配布し、補給支援体制が整うに従い、弁当等の加工食品を配布する。</p> <p>調達は、県で一括して行い、避難住民等への配布は各避難所の運営者が行う。</p> <p>※3日分の家庭、職場での食糧備蓄を基本とする。</p>
水	<p>避難住民等、医療機関、福祉施設に対して給水する。</p> <p>県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水の調整を行う。</p> <p>※避難所における飲料水（ボトルウォーター等）の供給は、1日1人当たり3リットルを基本とする。</p>
生活必需品	<p>毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋等。</p>
燃料	<p>防護措置の実施に必要な燃料を優先的に確保する。</p> <p>ガソリン、軽油、灯油、発電機用重油、プロパンガス等。</p>
復旧資材等	<p>収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なもの。</p>
日用品・嗜好品	<p>一定の率をもって常続的に供給する。</p>
衛生資機材	<p>医薬品、医療機器、その他衛生用品。</p>

カ 別紙4「食糧、生活関連物資等供給計画」

(参考) 鳥取県における物資の備蓄状況

鳥取県危機管理局

鳥取県では、鳥取県西部地震を教訓に、低コストで効率的な備蓄が行えるよう県と市町村で役割分担に基づき対応する「県と市町村の連携備蓄」を行っています。

1 備蓄品目

(1) 県

避難所で共通利用される大型の資機材4品目（組立式仮設トイレ47台、ストーブ55台、発動発電機30台、投光器30台）

(2) 市町村

住民に身近なもので個人ごとに必要とされる食料、飲料水、簡易トイレ、毛布などの20品目

- ・保存食（乾パン等（アレルギー対策食品を含む）） 39,600食
- ・災害時要援護者用保存食（アルファ米等） 26,400食
- ・粉乳・粉ミルク（アレルギー対策食品を含む） 110缶
- ・保存水 57,000リットル
- ・飲料水用容器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、生理用品、簡易トイレ、毛布、大人用紙おむつ、子供用紙おむつ、救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防水シート、ロープ、タオル、ウエットティッシュ

2 目標備蓄数量

災害が発生した場合には各市町村が応援しあうことを前提に、市町村の備蓄数量を決定しています。

(1) 県

鳥取県西部地震の際、避難所で必要とされた数量の概ね半分（各30台）を備蓄し、残る半分はあらかじめ協定を結んだ民間業者等から応援を受けて調達することとしています。

(2) 市町村

鳥取県震災対策アクションプラン（平成22年11月）の避難人口を参考に、最大避難者数を2万2千人と想定し、避難人口の1日分を対象に備蓄することとしています。

それぞれの市町村の人口比率に応じて備蓄し、不足数量は被災していない市町村から応援してもらうこととしています。2日目以降については、あらかじめ協定を結んだ民間業者や他の自治体等から応援を受けることとしています。

外国人、観光客への情報伝達について

平成 27 年 11 月 10 日

鳥取県広報課、原子力安全対策課

■鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）（抜粋）

2 避難実施の考え方

(11) 避難行動要支援者等の避難

キ 外国人の避難

外国人については、住民避難と同様に一時集結所に集結後、広域避難所へ避難するが、多言語表記等（事前対策も含む）の対応が必要である。

- ・多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要）
- ・避難指示の伝達方法の検討
- ・災害情報の多言語化による、被災情報等の重要な情報の提供

なお、外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所等においては、多言語スタッフ、通訳スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応が必要である。

また、ホームページへの情報掲載にあたっては、ホームページの翻訳を考慮し、平易な日本語での掲載を心がける。

(13) 観光客等一時滞在者の避難

ア 方針

島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態が発生した場合、防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。

帰宅が間に合わなかった場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

イ 情報伝達連絡

各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。

外国人観光客への情報伝達に当たっては、英語等による案内を行う。

ウ 観光客への情報伝達体制（略）

エ 避難の実施

観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。

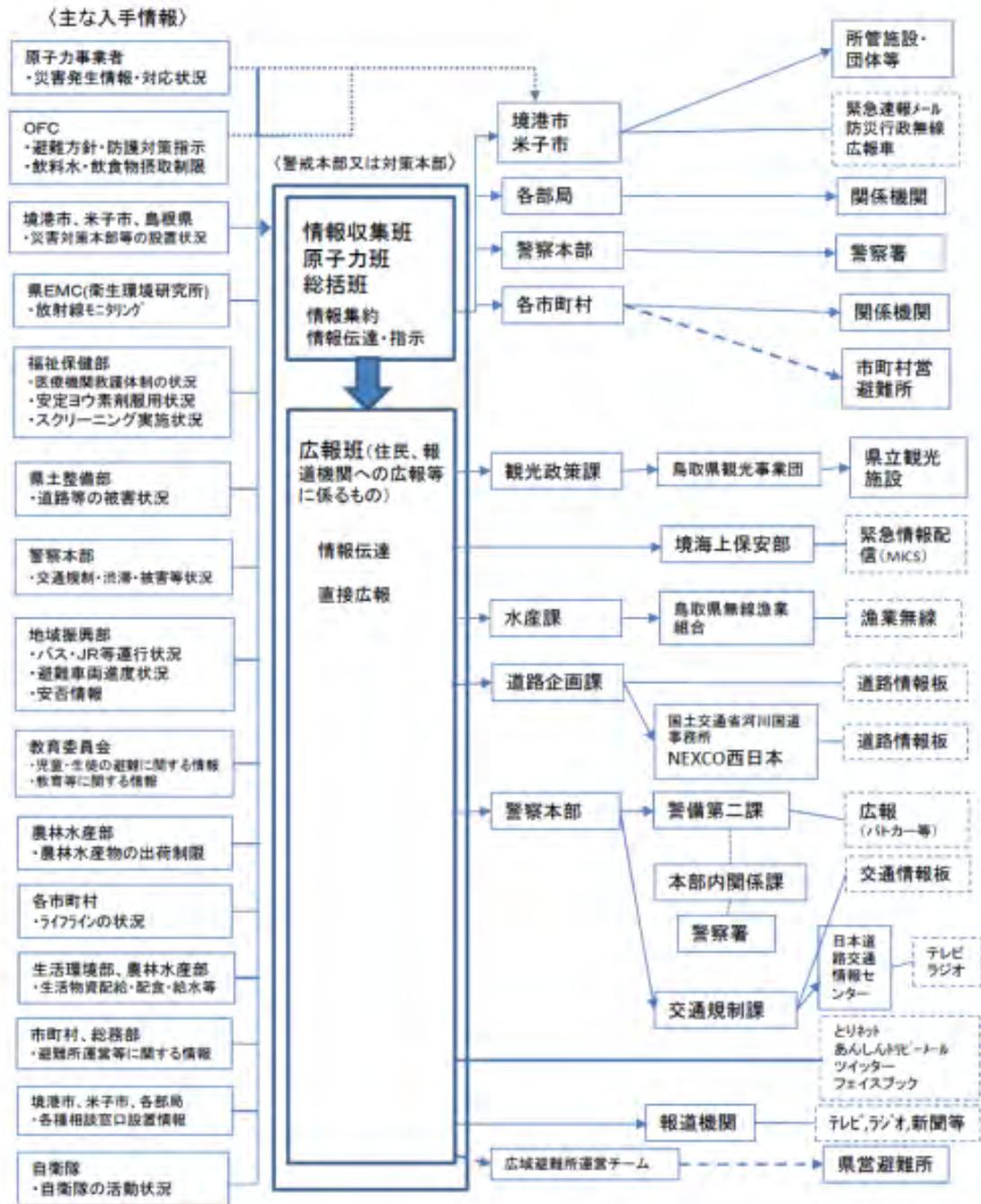
その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合には、地域住民とともに避難を行う。

- 平成26年3月策定の広報・情報伝達計画において、外国人(住民及び観光客などの一時滞在者)への広報・情報伝達について定めているところであり、計画の具体化を図る必要がある。

【広報・情報伝達計画における項目と具体化に向けた課題】

項目	課題等
<p>○外国人への広報・情報伝達</p> <p>住民に広報すべき事項(島根原発の状況(今後の見込み)、放射性物質の放出の有無、身体・環境への影響(モニタリング結果)、住民の方がとるべき行動)を県公式ホームページを活用し、外国語(英語、韓国語、中国語)による情報の伝達を行う。</p> <p>※現在はホームページの自動翻訳機能で対応</p>	<p>(1) 国による住民向けの広報マニュアルの作成とそれに基づく外国語広報文案の作成</p> <p>地域や各県・市の広報内容が異なることによる混乱を防止するため、国において全国共通の住民向け広報マニュアルを作成いただきたい。また、それに基づき外国語広報文案についても作成いただきたい。</p> <p>(2) 当日の体制の確保</p> <p>定例文によらない、きめの細かい広報を行うため、災害発生時において、広報内容などの翻訳に当たる体制の確保(被災地域外からの支援を含む。)を行う必要がある。</p> <p>また、外国語による情報発信や問い合わせに対応する人員の確保が必要である。</p>
<p>○観光客等の一時的滞在者への広報・情報伝達</p> <p>県は所管する関係団体等を通じて、観光施設等において観光客等へ広報するとともに、旅行業者等に対して、観光客等への情報の提供を要請する。</p> <p>特に外国人観光客に対して確実に情報が伝わるよう、以下の点に留意して情報の伝達を行う。</p> <p>① 県(文化観光局)は、は、所管する関係団体等への情報伝達の際に、英語、韓国語及び中国語等の外国語による広報文案の作成に協力する。</p> <p>② 関係団体等は、管理・運営する観光施設等において、施設内での放送や案内板等を活用して外国語による広報を行う。</p> <p>③ 県(文化観光局)は、国際定期路線等の運航会社に対し、利用者向けの帰国便に係る情報提供、相談窓口の設置及び県等関係機関への情報提供を依頼する。</p>	<p>現時点においては、左記のとおり情報伝達を行うこととしている。</p>

図 情報伝達経路概要図(警戒本部又は対策本部設置)



※所属名は26年3月当時のもの